

筑後川漁業協同組合内共第2号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は筑後川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場の区域のうち第2条に規定する区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、おいかわ（はや）、うなぎ、もくずがに、てながえび、すっぽん）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則の適用範囲（この組合が管理及び行使する区域）は次のとおりとする。

久留米市小森野堰魚道下端から、上流の筑後川本流（旧本流を含む。）、久留米市小森野千歳橋（水屋橋）から上流の新宝満川（旧本流）及び朝倉市、三井郡境から下流の小石原川、佐田川区域並びに朝倉市杷木林田堰から下流の赤谷川、うきは市吉井町長野橋から下流の隈の上川、大橋から下流の巨瀬川。

(遊漁料の納付義務等)

第3条 第2条に規定する漁場区域内で遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による手釣、竿釣による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には、様式第(1)による遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない

い。

(漁具、漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規模
手釣、竿釣	1人3本以内
ろううけ	1人5個以内
うけ	1人5個以内
うなぎかご(うけ)	1人5個以内
うなぎ筒	1人5個以内
投網	1人1統
にごりすくい	1人1統

2 次に掲げる漁具、漁法により水産動物を採捕してはならない。

空針(かけ針)釣 (あゆかけを除く。)

(禁止期間)

第5条 次の表のア欄に掲げる水産動物は、それぞれイ欄に掲げる期間遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 期間	備考
もくずがに	12月1日から翌年8月31日まで	
てながえび	7月1日から8月31日まで	
あゆ	1月1日から5月19日まで	福岡県漁業 調整規則
こい、ふな	6月1日から6月30日まで	
おいかわ(はや)	2月1日から2月末日まで (但し、竿釣による場合を除く)	
すっぽん	1月1日から3月31日まで及び6月 1日から7月31日まで	

(全長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	全長等	備考
てながえび	体重0.3g以下	
すっぽん	体重200g以下	
もくずがに	甲長4cm以下	

こい	全長 16 cm 以下	福岡県漁業調整規則
ふな	全長 3 cm 以下	
うなぎ	全長 21 cm 以下	
おいかわ	全長 3 cm 以下	

(禁止区域)

第7条 次の表のア欄の魚種は、イ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 区域	エ 期間	備考
もくずがに、てながえび、あゆ、こい、ふな、おいかわ、すっぽん	久留米市北野町大字高島渡下180m横堰から下流150mまで	1月1日から 12月31日まで	
あゆ	久留米市田主丸町片の瀬橋上流500mから下流300mまで	9月15日から 11月20日まで	
もくずがに、てながえび、あゆ、こい、ふな、おいかわ、うなぎ、すっぽん	朝倉市恵蘇宿山田堰下からうきは市吉井町橘田乞食江湖刎まで	1月1日から 12月31日まで	福岡県漁業調整規則
	三井郡大刀洗町大字三川床島堰下、鬼殺淵		
	三井郡大刀洗町大字三川鳥飼旧渡場から八幡川原刎下まで	9月1日から 10月15日まで	
	久留米市東櫛原町久留米大橋の下流20mから下流200mまで	11月1日から 5月10日まで	

(遊漁料の額および納付の方法)

第8条 遊漁料の額は次表のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下の場合には無料、中学校・高等学校生徒又は肢体不自由者は、次表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆ	竿釣(友釣、ひっかけ釣)、徒手	1日	2,000円

おいかわ	にごりすくい、竿釣、徒手	1年	3,000円
こい、ふな、おいかわ、うなぎ、すっぽん、もくずがに、てながえび	手釣、竿釣、徒手	1日	500円
あゆ、こい、ふな、おいかわ、うなぎ、すっぽん、もくずがに、てながえび	投網、徒手	1年	7,000円
	うけ類、徒手	1年	3,000円

- 2 第3条第2項の規定により承認を受けた者で、ア欄に掲げる内容で、イ欄の規模により遊漁をする場合の遊漁料はウ欄のとおりとする。

ア 漁業の内容	イ 規模	ウ 特別遊漁料
船を使用する釣 (釣用ゴムボートを含む)	1隻以内	1年間 10,000円

- 3 第8条第1項および第2項の遊漁料の納付は、次に掲げる場所において行わなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

組合事務所（福岡県朝倉市古毛465）及び組合が指定した釣具店等。

（県内共通遊漁の承認に関する事項）

第9条 次のア表に掲げる第五種共同漁業権漁場にかかるすべての漁場区域において、イ表ア欄の水産動物を同表イ欄の漁具、漁法により同表ウ欄の規模で遊漁しようとする者は、あらかじめ同表エ欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について、福岡県内水面漁業協同組合連合会（以下「内水面漁連」という。）の承認を受けなければならない。ただし、遊漁者が小学生以下の場合は無料、中学校・高等学校生徒又は肢体不自由者は、イ表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

ア表

漁場区域	漁業権番号
矢部川	内共第1号
筑後川（上流）	内共第2号
筑後川（下流）	内共第3号
八木山川	内共第5号
今川	内共第6号
祓川	内共第7号
岩岳川	内共第8号
花宗池	内共第9号

イ表

ア 水産動物	イ 漁具、漁法	ウ 規模	エ 年遊漁料
あゆ、こい、ふな、うなぎ、 おいかわ、もくずがに、てな がえび、うぐい、すっぽん	手釣、竿釣	3本以内	10,000円
こい、ふな、うなぎ、おいか わ、もくずがに、てながえび、 うぐい、すっぽん	手釣、竿釣	3本以内	4,000円
あゆ	手釣、竿釣	1本	8,000円
やまめ（えのは）	手釣、竿釣	3本以内	3,000円
わかさぎ	手釣、竿釣	3本以内	2,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

内水面漁連（福岡市博多区東公園7番7号）及び福岡県の内水面関係組合が指定した釣具店等。

（遊漁承認証に関する事項）

第10条 組合は第3条第4項の遊漁料の納付を受けたとき、又は、同条第2項の承認を行ったときは様式（2）、（3）の遊漁承認証を交付するものとする。

内水面漁連は第9条第1項の遊漁料の納付を受けたときは様式（4）の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第 11 条 遊漁者が遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

2 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

3 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が指定した産卵場の川底をかくはんしてはならない。

床島井堰から下流 50 m まで (4 月 1 日から 5 月 31 日まで)
うきは市浮羽町大石井堰から下流 200 m まで (5 月 20 日から 8 月 31 日まで)

久留米市田主丸町片の瀬橋上流 100 m から下流 100 m まで (10 月 1 日から 11 月 30 日まで)

5 釣りによる遊漁は、日没から日の出までの間は禁止する。

6 この漁場区域に架設された橋梁上からの遊漁を禁止する。

(漁場監視員)

第 12 条 漁場監視員は、この規則施行に関し、必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式 (5) の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 13 条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。

この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

この規則は認可の日から施行する。

様式（1）

遊 漁 承 認 申 請 書

筑後川漁業協同組合長 殿

住所
氏名

筑後川漁業協同組合遊漁規則第2条の規定により遊漁の承認を受けた
ので、下記のとおり申請します。

記

1 期 間 年 月 日から 年 月 日

2 魚 種

3 漁具、漁法

4 区域

久留米市小森野堰魚道下端から、福岡・大分県境までの筑後川本流（旧本流を含む。）、久留米市小森野千歳橋（水屋橋）から上流の新宝満川（旧本流）及び甘木市、三井郡境から下流の小石原川、佐田川区域並びに朝倉市杷木林田堰から下流の赤谷川、うきは市吉井町長野橋から下流の隈の上川、大橋から下流の巨瀬川。

様式（２） 遊漁承認証（日釣り券）

表

No. _____ 遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。	
遊漁者	住所
	氏名 (才)
承認期間 _____ 年 月 日 魚種 _____ 漁具漁法 釣り（３本以内） 遊漁区域 _____ 遊漁料 _____ 発行者 筑後川漁業協同組合	

裏

注 意 事 項 1 遊漁者は遊漁するときは、この承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。
--

様式（３） 遊漁承認証（年券）

表

No. _____ 遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。	
遊漁者	住所
	氏名 (才)
承認期間 _____ 年 月 日 魚種 _____ 漁具漁法 _____ 遊漁区域 _____ 遊漁料 _____ 発行者 筑後川漁業協同組合	

裏

注 意 事 項 1 遊漁者は遊漁するときは、この承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。
--

様式（４） 県内共通遊漁承認証

表

裏

<p style="text-align: center;">No. _____</p> <p style="text-align: center;">遊漁承認証</p> <p>下記のとおり遊漁を承認します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">遊漁者</td> <td style="padding: 5px;">住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">氏名 (才)</td> </tr> </table> <p>承認期間 魚種 漁具漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 福岡県内水面漁業協同組合連合会</p>	遊漁者	住所		氏名 (才)	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者は遊漁するときは、この承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。
遊漁者	住所				
	氏名 (才)				

様式（５） 漁場監視員証

表

裏

<p style="text-align: center;">No. _____</p> <p style="text-align: center;">漁場監視員証</p> <p>下記の者は当組合の監視員であることを証明する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">住所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名</td> </tr> </table> <p>有効期間</p> <p>発行者 筑後川漁業協同組合</p>	住所	氏名	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2
住所			
氏名			